

令和3年度新座市保育施設利用申込確認票

保育利用申込みに当たり、以下の確認事項を必ずご確認のうえ、「承諾した」に○をつけてください。

確認事項		○をつけてください
必須確認事項	保育の必要性の認定(支給認定)を受けなければ保育の利用はできません。また、保育の必要性において、各事由に該当しない場合や申請書類に不備がある場合は認定できません。	承諾した
	保護者の保育の必要性の事由で該当する書類(就労の場合は就労証明書等)を添付した。就労証明書及び診断書は、証明日が提出日から3か月以内のものが有効となります。	承諾した
	利用調整の際に、同一指数による判定となった場合、保育施設の希望順位が影響する場合があります。	承諾した
	利用調整の結果、入所が内定した場合は、郵送にて通知します。入所保留となった場合には、利用申請をされた月については郵送にて通知しますが、翌月以降については入所内定となった場合のみ郵送により通知します。	承諾した
	申請は年度内有効となります。申請時と状況が変わった場合(就労内容や家庭状況等)は、すみやかに保育課まで必要書類を提出してください。	承諾した
	入所内定後、申請書類の内容と状況が異なる(就労条件の変更や転職、離職等)ことが判明した場合、入所内定取消しまたは退園となります。	承諾した
	入所後、申請書類の内容と同じ家庭状況、就労状況が続くことが入所の条件となります。	承諾した
	利用する園によっては、保育料以外にその他費用がかかる場合があります。	承諾した
	入所後、園に慣れるまでの間、短時間保育(ならし保育)があります。	承諾した
平成31年1月2日以降に新座市へ転入された方 平成31年度市民税課税(非課税)証明書を添付した。 ※利用調整において、同一指数による判定となった場合、必要となります。	申請時にマイナンバー及び本人確認ができる場合、課税証明書の提出は不要です。	承諾した
令和2年1月2日以降に新座市へ転入された方 令和2年度市民税課税(非課税)証明書を添付した。 ※保育料の決定及び利用調整における同一指数による判定となった場合、必要となります。		承諾した
令和3年1月2日以降に新座市へ転入された方 令和3年6月以降に令和3年度市民税課税(非課税)証明書の提出が必要となります。 ※保育料の決定に必要となります。		承諾した
満65歳未満の祖父母と同居(同居世帯分離含む)している方 満65歳未満の祖父母の保育の必要性の事由を証明する書類を添付した。 ※提出が無い場合、利用調整時に減点となります。	承諾した	
市内認可保育施設に就労又は就労内定の方 市内認可保育施設に保育士として1年以上就労を継続することに同意し、保育士就労継続同意書及び保育士証等の写しを添付した。なお、同意したにもかかわらず1年未満で離職した場合、事実が判明した月末をもって退園となります。	承諾した	
現在妊娠中の方 母子手帳の写しの提出が必要となります。 ※出産予定日をご記入ください。(令和 年 月 日)	承諾した	
妊娠・出産でお申込みの方 支給認定証の有効期間は出産予定月の前後2か月の計5か月となり、その期間を超える利用は認められず、再度、入所を希望する場合は新規の申請が必要となります。	承諾した	
就労要件でお申込みの方 就労要件でお申込みの場合、入所後も提出した就労証明書と同条件で勤務を続けることが条件です。入所後、又は入所月までに転職・退職をしたり、勤務日数・時間が短くなっている場合、入所内定取消し又は退園となります。	承諾した	
育児休業を取得中及び取得予定の方 育児休業中の申請で入所が決まった場合、入所月中に申請時と同条件の契約で育児休業を取得した会社に復職できなければ、入所内定取り消し又は退園となります。	承諾した	
育児休業取得中で転園を希望する方 育児休業中の転園申請はできませんが、入所月内に育児休業から復帰する場合には転園の申請は可能です。(下のお子様の保育先の預け先等が必要です。) ※ただし、小規模保育施設を卒園するお子様については、この限りではありませんが、3歳以上の保育施設の利用について保証するものではありません。	承諾した	
求職活動中の方 入所後、2か月と10日以内に就労(内定)証明書を提出し、入所3か月以内に就労する必要があります。 2か月と10日以内に条件を満たす就労(内定)証明書の提出がない場合には、入所後3か月で退園となります。	承諾した	
一時保育や家庭保育室、勤務先託児所等を利用されている方 在室証明書を添付した。また、条件を満たしている場合、利用調整の際に加算の対象となりますが、提出が無い場合、加算の対象なりません。	承諾した	
新座どろんこ保育園を希望される方 新座どろんこ保育園は朝の時間帯、車での登園ができません。	承諾した	
新座市外の園を希望する方 市区町村によって、締切日や提出書類等が異なり、市外の方に受入れを制限している場合があります。事前に希望する自治体の締切日や必要書類等を確認し、締切日から10日以上前に申請が必要となります。 (希望自治体: 締切日:)	承諾した	
以上の事項についてすべて確認し、了承したうえで保育施設の利用申込みをします。		
令和 年 月 日		保護者氏名